

改定内容解説書



Ver.07-20

はじめに

平成30年4月診療分より、「診療報酬明細書（レセプト）」が変更になります。今回送付致しました【点数改訂レセプト対応 Ver.07-20】を処理して頂きますと、新様式での印字が可能となります。※電子レセプトの集計においても同様です。また、一部チェック等を追加修正しております。

4月診療分の請求業務を行う前に、必ず処理を行って下さい。

お願い

今回のバージョンアップ作業にて、**4月診療分に【口腔内装置】【ニッケル・コバルト】項目の入力がある場合、対象患者が抽出されます。一覧が出力された場合、項目の入力変更が必要になります。**

大変お手数おかけ致しますが、内容をご確認の上、入力の変更をお願い致します。

※「口腔内装置」は装着料を含む項目に入力変更をお願い致します。（P5をご確認下さい）

※「ニッケル」の入力はニッケル項目に入力変更をお願い致します。（P7をご確認下さい）

I. プロフィットシステムにおける変更内容とポイント

- 『届け設定』について …P1
※「咀嚼機能」「手光機」の届けを設定されたお客様は、設定の再確認をお願い致します。
 - 『口腔内装置』の入力について …P5
 - 『ニッケル・コバルト』項目の変更について …P7
 - 『歯冠形成』の入力・チェックについて …P8
 - 『訪問歯科衛生指導料』の入力について …P9
 - 『機械的歯面清掃処置』の入力について …P11
※P病名パネルに「妊婦」摘要を配置する。（P12）
 - 『暫間固定』の入力について …P14
 - 平成30年4月改正による主な『摘要』について …P15
 - その他対応 …P17
 - ◇ 主な修正事項
 - ◇ 記載要領や疑義解釈に基づき「チェック・自動算定」の見直しを致しました
- 【参考】病名パネルのメンテナンス …P18

II. 改訂Q&A ～ 改訂処理・レセプトに関するよくある質問 ～ (P20)

参考資料：主な新設・変更マスター 一覧 (P22～)

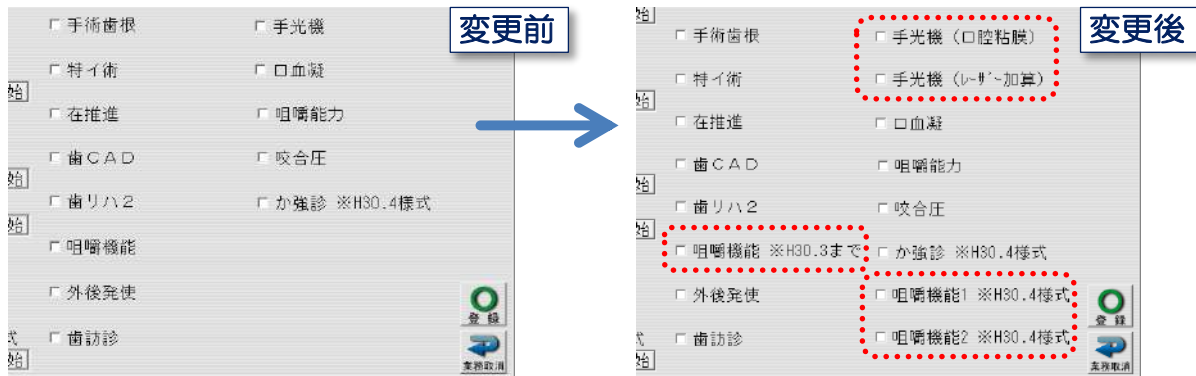
ご案内

例年、保険改定時期には、お問い合わせのお電話が集中致します。社員一同、速やかに対応できるよう努めておりますが、お時間がかかってしまうことも予想されますので、ご了承下さいますよう、お願い申し上げます。



✎プロフィットシステムにおける【届け設定】を一部変更しました。

※既に「咀嚼機能」「手光機」を設定頂いたお客様は、お手数おかけ致しますが再度設定を確認して下さい。



- ①「手光機」を「手光機（口腔粘膜）」と「手光機（レーザー加算）」の別設定に変更しました。
 ※3月末対応時の「手光機」は「手光機（口腔粘膜）」になります。

＜口腔粘膜処置・レーザー機器加算の届出をされたお客様へ＞

「手光機（口腔粘膜処置・レーザー機器加算）」の届出は同じ様式となりますが、届出を行う施設基準の区分（口腔粘膜処置またはレーザー機器加算）ごとに、設定をして下さい。

● 既に「手光機」を設定して頂いたお客様へ

「口腔粘膜処置」「レーザー機器加算」を区別して設定する様に、設定の変更をお願い致します。

「口腔粘膜処置」のみで届出した場合	「手光機（口腔粘膜処置）」の設定です。 (変更ありません)
「レーザー機器加算」のみで届出した場合	「手光機（口腔粘膜処置）」の設定（チェック）を外し、 「手光機（レーザー加算）」を設定して下さい。
「口腔粘膜処置」「レーザー機器加算」 両方を届出した場合	「手光機（レーザー加算）」を設定して下さい。

- ②「咀嚼機能1 ※H30.4 様式」「咀嚼機能2 ※H30.4 様式」を追加しました。
 ※従来の「咀嚼機能」は H30.3 までとなります。

＜有床義歯咀嚼機能検査・咀嚼能力検査・咬合圧検査の届出をされたお客様へ＞

「有床義歯咀嚼機能検査・咀嚼能力検査・咬合圧検査」の届出は同じ様式となりますが、届出を行う施設基準の区分ごとに、設定をして下さい。（届け出を行う施設基準の区分が4種類あります。）

届出を行う施設基準の区分	プロフィットシステム【届け設定】
(1)有床義歯咀嚼機能検査1のイ	『咀嚼機能1 ※H30.4 様式』を設定して下さい。
(2)有床義歯咀嚼機能検査1のロ及び咀嚼能力検査	『咀嚼能力』を設定して下さい。
(3)有床義歯咀嚼機能検査2のイ	『咀嚼機能2 ※H30.4 様式』を設定して下さい。
(4)有床義歯咀嚼機能検査2のロ及び咬合圧検査	『咬合圧』を設定して下さい。

✎複数届け出た場合の例（1）と（2）届け出ている場合は、『咀嚼機能1 ※H30.4 様式』と『咀嚼能力』を設定して下さい。

- 既に「咀嚼機能」を設定して頂いたお客様へ（今回新たにH30.4 月様式で「咀嚼機能」届出された場合）
 「咀嚼機能 ※H30.3 まで」の設定（チェック）を外し、「咀嚼機能1」「咀嚼機能2」を区別して設定する様に、設定の変更をお願い致します。

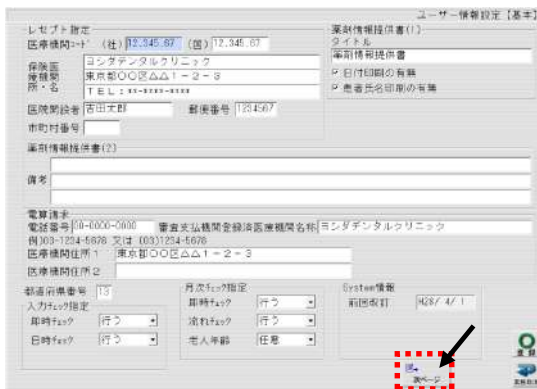
☆ 「届け」の設定が必要な場合は、下記手順にて設定して下さい。-----☆



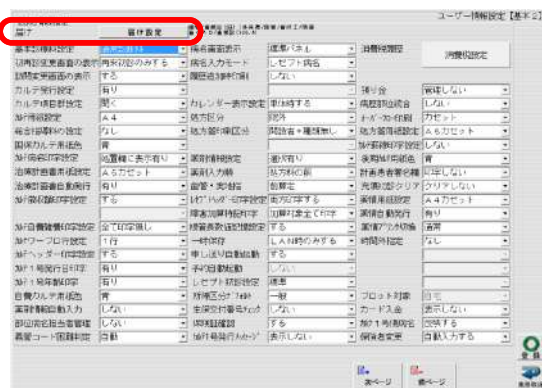
- ①メインメニューより
「マスターメンテナンス」をクリックします。



- ②メンテナンスメニューより
「医院情報登録」をクリックします。

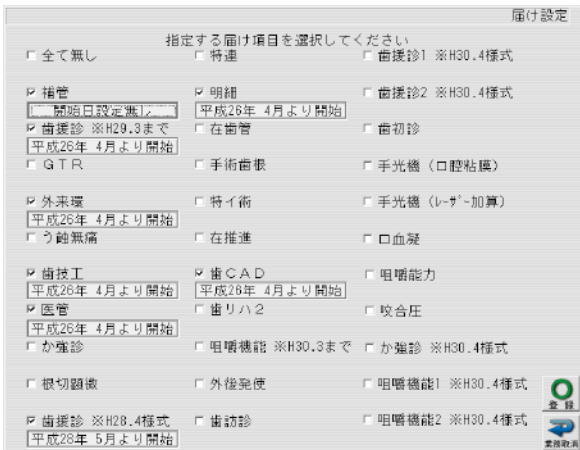


- ③「医院情報登録」画面が表示されます。
【次ページ】を2回クリックし
「医院情報登録」3画面目を表示します。



- ④「医院情報登録」3画面目より
「届け」の【届け設定】ボタンをクリックします。

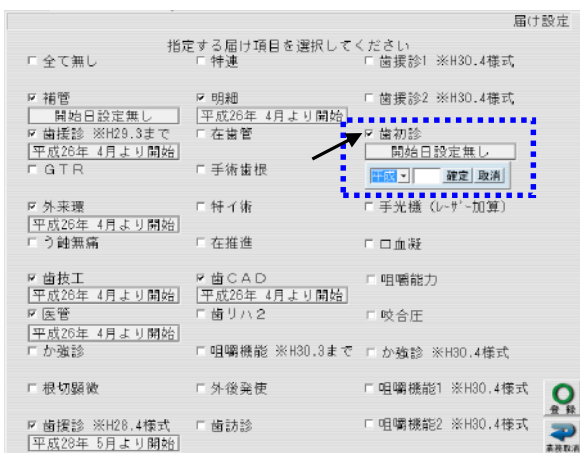




⑤ 「届け設定」画面が表示されます。

既に設定されている「届け」項目にチェックがついています。

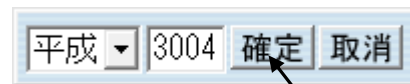
チェックがついていても、古くからある届け項目には、開始年月が登録されていない場合もありますが、届けの開始が現在の請求に係らない範囲であれば、開始年月が設定されていなくても問題ありません。



⑥ 新たに設定する「届け」項目をクリックします。

*例の場合、「歯初診」を設定します。
「歯初診」にチェックをつけます。

開始日の入力画面が開きます。
届け出の「開始年月」を入力し
「確定」をクリックします。

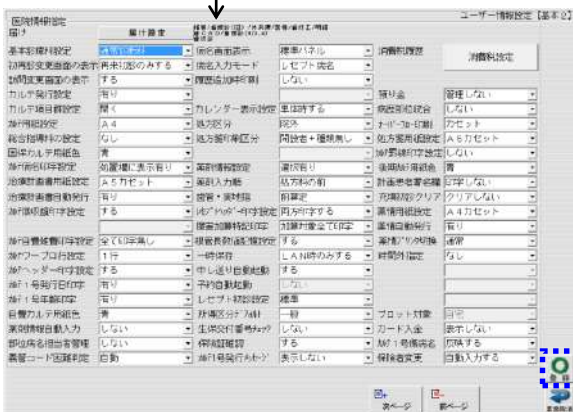


同様手順で、設定する項目(全て)に
✓ チェックを付けて、
開始年月を設定して下さい。



届けの設定ができれば、【登録】ボタンをクリックします。届け設定画面が閉じます。

設定した届け項目が「開始日」以降(メイン日付)表示されます。



⑦ 「医院情報登録」3画面目に戻ります。

【登録】をクリックします。

以上で設定変更は終了です。

メインメニュー画面を終了し、メインメニューに戻ります。

2. 『口腔内装置』の入力について

本年3月26日公表の『「診療報酬請求等の記載要領等について」等の一部改正について』に伴い、対象装置に該当する「装着料」を含む『口腔内装置』の点数マスターを追加致しました。

今後の『口腔内装置』入力は、「装着料」を含む点数マスターでの入力をお願い致します。

(スリープスプリント、舌接触補助床、術後即時顎補綴装置も同様の取扱いです。)

🔗記載要領：口腔内装置を製作した場合は、当該装置に係る印象採得、咬合採得及び口腔内装置（装着料を含む。）の点数をそれぞれレセプト『処置その他』欄に記載する。

お詫びとお願い

3月末の保険改訂対応で追加された『口腔内装置』項目は、装着料を含まない点数です。

(対象装置の摘要により、該当する装着料を別に自動入力する様になっておりました。)

この場合、改正された記載要領（電子レセプト記録仕様）通りの記載（記録）にすることができない為、『口腔内装置』項目は、装着料を含む点数マスターでの入力に変更させて頂くこととなりました。

今回の Ver.07-20（点数改訂レセプト対応）実行にて、

4月診療分で『口腔内装置』（変更前の装着料を含まない項目）の入力がある患者を抽出致します。

大変ご面倒をおかけ致しまして誠に申し訳ございませんが、

今回のバージョンアップで追加される「装着料」を含む点数マスター（口腔内装置項目）

の入力に変更して頂きます様、お願い致します。 ※次ページ一覧をご確認下さい。

- 3月末対応時に各パネルに配置された『口腔内装置（装着料無し）』の項目は、今回のバージョンアップで「装着料」を含む『口腔内装置』項目に置き換わります。

例：顎関節治療用装置（口腔内装置1）の場合 1530点

変更前	両側顎関節症	点数	計
	口腔内装置1 (摘) 顎関節治療用装置	1500	
	装着料[口腔内装置等] ← 削除して下さい。	30	
未指定	平成30年 4月 5日		計 1581点

変更後	両側顎関節症	点数	計
	口腔内装置1 [顎関節治療用] (摘) 顎関節治療用装置	1530	
未指定	平成30年 4月 5日		計 1581点

① 「装着料」は削除して下さい。

② 装着料が含まれた点数マスターに変更して下さい。

★装着料を含む項目は、該当装置の名称がついており、入力すると該当装置の摘要が自動入力されます。

※摘要は必要です。

※例の場合、口腔内装置1（1500点）に装着料（30点）を足した点数（1530点）に変更します。

🔗口腔内装置は、製作方法で区分「基本点数」が異なり、対象装置により「装着料点数」が異なります。（次ページ一覧参照）

種類	点数	製作方法
口腔内装置1	1500点	義歯床用アクリリック樹脂により作成された口腔内装置
口腔内装置2	800点	①熱可塑性樹脂シート等を歯科技工用成形器により吸引・加圧して製作されたもの。 ②作業模型に常温重合レジンを押接して製作されたもの。 ※①②ともに咬合関係が付与されたもの。
口腔内装置3	650点	①熱可塑性樹脂シート等を歯科技工用成形器により吸引・加圧して製作されたもの。 ②作業模型に常温重合レジンを押接して製作されたもの。 ※①②ともに咬合関係が付与されていないもの。

口腔内装置（装着料を含む）項目一覧

項	対象装置	マスターコード	マスター名称	装置点数	関連項目点数			
					印象	B T	調整	修理
イ	顎関節治療用装置	4672	口腔内装置 1 [顎関節治療用]	1530点 (装着料 30 点含む)	42	187	220	234
		4673	口腔内装置 2 [顎関節治療用]	830点 (装着料 30 点含む)		—		
ロ	歯軋りに対する口腔内装置	4674	口腔内装置 1 [歯軋り装置]	1650点 (装着料 150 点含む)	42	187	120	234
		4675	口腔内装置 2 [歯軋り装置]	950点 (装着料 150 点含む)		—	120	—
		4676	口腔内装置 3 [歯軋り装置]	800点 (装着料 150 点含む)		—	—	—
ハ	顎間固定用に歯科用ベースプレートを用いた床	4677	口腔内装置 3 [顎間固定用]	680点 (装着料 30 点含む)	42	—	—	—
ニ	出血創の保護と圧迫止血を目的としてレジン等で製作した床	4678	口腔内装置 3 [止血シーネ]	680点 (装着料 30 点含む)	42	—	—	—
ホ	手術に当たり製作したサージカルガイドプレート ※2装置目を以降は「3」	4679	口腔内装置 1 [サージカルガイドプレート]	1530点 (装着料 30 点含む)	42	187	—	—
		4680	口腔内装置 3 [サージカルガイドプレート]	680点 (装着料 30 点含む)		—	—	—
ヘ	腫瘍等による顎骨切除後、手術創(開放創)の保護等を目的として製作するオブチュレーター	4681	口腔内装置 1 [オブチュレーター]	1800点 (装着料 300 点含む)	230	187	—	—
		4682	口腔内装置 2 [オブチュレーター]	1100点 (装着料 300 点含む)		—	—	—
ト	気管挿管時の歯の保護等を目的として製作した口腔内装置	4683	口腔内装置 3 [気管挿管時]	680点 (装着料 30 点含む)	42	—	—	—
チ	不随運動等による交傷を繰り返す患者に対して、口腔粘膜等の保護を目的として製作する口腔内装置	4684	口腔内装置 3 [口腔粘膜等保護]	680点 (装着料 30 点含む)	42	—	—	—
リ	放射線治療に用いる口腔内装置	4685	口腔内装置 1 [放射線治療用]	1650点 (装着料 30 点含む)	222	—	—	—
睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 1		4605	スリープスプリット[口腔内装置 1]	3300点 (装着料 300 点含む)	230	283	120	234
睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 2		4604	スリープスプリット[口腔内装置 2]	2300点 (装着料 300 点含む)		—		
舌接触補助床 新たに作成した場合		4686	舌接触補助床	2620点 (装着料 120 点含む)	230	187	※	234 ※
舌接触補助床 旧義歯を用いた場合		4687	舌接触補助床[旧義歯]	1120点 (装着料 120 点含む)				
術後即時顎補綴装置		4663	術後即時顎補綴装置	2800点 (装着料 300 点含む)	230	187	220	234

イ：「口腔内装置 1」または「口腔内装置 2」のいずれか該当する項目により算定する。

ハ、ニ、ト、チ：規定された製作方法に係らず「口腔内装置 3」で算定する。

ホ：規定された製作方法に係らず「口腔内装置 1」で算定する。同一手術で複数の装置を使用する場合、2装置目から「口腔内装置 3」で算定する。

ヘ：「口腔内装置 3」の製作方法で作製した場合であっても「口腔内装置 2」で算定する。

リ：規定された製作方法に係らず「口腔内装置 1」で算定する。（B Tは所定点数に含まれ算定できない。）

●顎関節治療用装置、歯軋り装置（1、2）、術後即時顎補綴装置の調整：月 1 回に限り算定（装着日は算定不可）

●睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置の調整：装着時または装着後 1 か月以内に 1 回に限り算定

※舌接触補助床の調整：歯リハ 1（舌接触補助床の場合 194 点）で算定

※舌接触補助床の修理：歯リハ 1（舌接触補助床の場合 194 点）と同日算定不可

前回の案内以降、厚生労働省保険局医療課からの事務連絡（平成 30 年 3 月 30 日）にて、口腔内装置に関する通則の訂正がありました。（B Tに関する事項が訂正されています。）



3. 『ニッケル・コバルト』項目の変更について

厚生労働省による『平成30年4月版歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（H30.4.10現在）』により、「ニッケル・コバルト」項目の厚生労働省マスターが、「ニッケル」と「コバルト」で別になりました。（改正前は「ニッケル・コバルト」で1つのマスターでした。）

これに伴い、プロフィットマスターの以下「ニッケル・コバルト」項目を変更・追加しました。

① 従来からのマスターは「コバルト」に変更されます。

マスターコード	変更前名称 ※お客様により異なる場合があります。	変更後名称
6516	ニッケル・コバルト 鑄造鉤 双子鉤	コバルトクロム合金 鑄造鉤 双子鉤
6528	ニッケル・コバルト 鑄造バー	コバルトクロム合金 鑄造バー
6597	ニッケル・コバルト 鑄造鉤 二腕鉤	コバルトクロム合金 鑄造鉤 二腕鉤
6665	ニッケル・コバルト 鑄造鉤 コンビネーション鉤 大臼歯	コバルトクロム合金 鑄造鉤 コンビネーション鉤 大臼歯
6666	ニッケル・コバルト 鑄造鉤 コンビネーション鉤 犬・小臼歯	コバルトクロム合金 鑄造鉤 コンビネーション鉤 犬・小臼歯
6667	ニッケル・コバルト 鑄造鉤 コンビネーション鉤 前臼歯	コバルトクロム合金 鑄造鉤 コンビネーション鉤 前臼歯

※「（材）コバルト」項目の厚生労働省マスター紐付。

② 「ニッケル」項目を新規追加しました。

マスターコード	名称
6708	ニッケルクロム合金 鑄造鉤 双子鉤
6709	ニッケルクロム合金 鑄造バー
6710	ニッケルクロム合金 鑄造鉤 二腕鉤
6711	ニッケルクロム合金 鑄造鉤 コンビネーション鉤 大臼歯
6712	ニッケルクロム合金 鑄造鉤 コンビネーション鉤 犬・小臼歯
6713	ニッケルクロム合金 鑄造鉤 コンビネーション鉤 前臼歯

※「（材）ニッケル」項目の厚生労働省マスター紐付。

今回の改正で、特定保険医療料の機能区分の見直しが行われました。

※以下ニッケル項目は、
2年間の経過措置後に廃止となります。

歯科用鑄造用ニッケルクロム合金 冠用
 歯科用鑄造用ニッケルクロム合金 鉤・バー用
 歯科用ニッケルクロム合金板（JIS 適合品）
 歯科用鑄造用ニッケルクロム合金 床用



お願い

この事により、今回の Ver.07-20（点数改訂レセプト対応）実行にて、

4月診療分で、『ニッケル・コバルト』（①表にあるコード項目）の入力がある患者を抽出致します。

一覧表が出力された方で「ニッケル」として入力している場合は、「ニッケル」の項目（②表の項目）に変更をお願い致します。

※点数は変わりませんが、厚生労働省マスターのコードが異なります。

紙レセプトにおいても、「コバルト」と「ニッケル」は記載欄が異なります。

◆記載要領：「バー」の項について（ア）鑄造バーは、「鑄」の項のうち～鑄造用コバルトクロム合金を用いた製作は「コ」の項に、それぞれ点数及び回数を記載する。鑄造用ニッケルクロム合金を用いた場合は、「その他」欄に点数及び回数を記載する。（鑄造鉤なども同様です。ニッケルの場合は「歯冠修復・欠損補綴その他」欄になります）

一覧表が出力された方で「コバルト」として入力している場合は、変更する必要はありません。（レセプトの集計印字（記録）は問題ありません。）

但し、既に入力済みのカルテ名称は変わりません。バージョンアップ後の入力（H30.4.1以降）からカルテ名称が変わります。

4. 『歯冠形成』の入力・チェックについて

3月末の保険改訂対応時に「追補」にてご案内致しました通り、記載要領による「歯冠形成」欄変更に伴い、『単冠用』と『ブリッジ用』を別に記載するようにレセプトが変更されました。

▼H30.4月様式 レセプト【歯冠形成】欄

補診	90×	70×	維持 修理	100×	330×	440×	60×	
歯 冠 形 成	生 前C	796×	(失 前C	636×	+30×	←	窩 洞	86×
	金硬	306×	金硬	166×	+30×		洞	+20×
	乳	120×	乳	114×				+40×
	生 前接	796×	+20×	失 前	636×	+30×		+20×
成	ブ 金	306×	+20×	ブ 金	166×	+30×		+20×
支 台	32×	支台装造	メタル	前小	191×	大	242×	その他
修	前小	147×	大	159×	修理	70×		

単冠のPZは（生単）（失単）の欄に各項目を記載します。

ブリッジのPZは（生ブ）（失ブ）の欄に各項目を記載します。

- ★【3/4冠】【前装冠】の歯冠形成においては、「単冠」と「ブリッジ支台」で厚生労働省マスターのコードが別になることもあり、プロフィットでのマスターも区別しております。

マスターコード	名称
6200	生PZ [前装冠] [Br 支台]
6201	失PZ [前装冠] [Br 支台]
6215	生PZ [前歯 3/4 冠] [Br 支台]
6216	失PZ [前歯 3/4 冠] [Br 支台]

※ブリッジ支台の場合は、**[Br 支台]**がついている項目を入力して下さい。

前回ご案内させて頂きました通り、平成30年4月以降の入力は、**【3/4冠】【前装冠】の歯冠形成は「単冠」「ブリッジ支台」を区別して入力して下さい。**



- ★【4/5冠】【FMC】の歯冠形成に関しては、「単冠」と「ブリッジ支台」で厚生労働省マスターに区別はありません。（プロフィットの入力においても「単冠」「ブリッジ支台」で区別ありません。）

紙レセプトの集計印字においては、該当部位に『Br 支台形成加算』の入力がある場合は、「歯冠形成（生ブ）（失ブ）」の欄に集計する様に対応致しました。

チェックについて

『印象[Br]』『Br 支台形成加算』の入力時に、「歯冠形成」の入力をチェックしています。歯冠形成の入力がない場合に、以下チェックが動作します。

チェックコード (7184) 以前に形成等が入力されていません。
 チェックコード (8763) 同日に形成等が入力されていません。

【3/4冠】【前装冠】を含むブリッジの入力において、歯冠形成が入力されていても上記チェックがかかる場合は、歯冠形成の項目を確認して下さい。

★歯冠形成が、本年4月以降の入力である場合は
【3/4冠】【前装冠】の歯冠形成を [Br 支台] の項目に変更して下さい。

<お願い>

今回の改正に伴い、『前歯 3/4 冠 [Br 支台]』の項目を前回対応時に追加しております。（本年4月以降のマスターです。3月以前は該当マスターがありません。）

歯冠形成が、本年3月以前に入力されていて（7184）のチェックがかかる場合は、4月診療分以降のレセプトは問題ありませんので、チェックは無視して下さい。

5. 『訪問歯科衛生指導料』の入力について

平成30年4月改正で、『訪問歯科衛生指導料』の算定要件が変わりました。

- ・1対1で20分以上の指導を行った場合に、患者1人につき、月4回に限り算定する。
- ・「単一建物診療患者」の人数に応じた区分で算定する。

1	単一建物診療患者が1人の場合	360点
2	単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合	328点
3	単一建物診療患者が10人以上の場合	300点

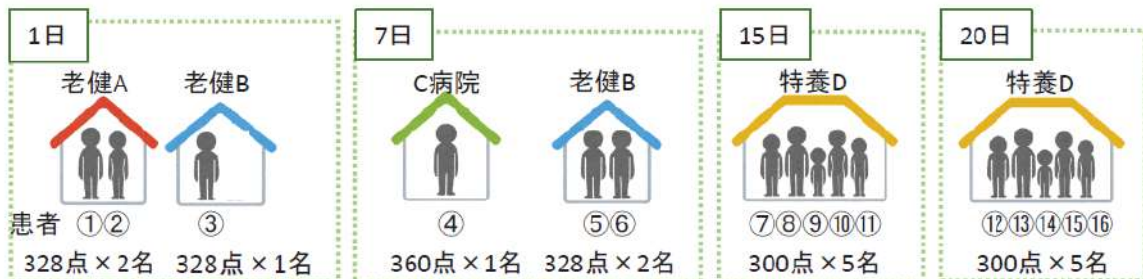
✎ 「訪問診療料」の算定区分（同一建物居住者人数）と合致しない場合もあります。

- ・訪問診療料（同一建物居住者）：同じ建物で同一日に訪問診療を実施した人数
- ・訪問歯科衛生指導料（単一建物診療患者）：同じ建物で同一月に訪問歯科衛生指導を実施した人数

単一建物診療患者の考え方

【ひと月に4日間、4か所に訪問歯科衛生指導を行った場合の例】

厚生労働省資料抜粋



【建物ごとの単一建物診療患者数】

- ・老健A 単一建物診療患者2人（①②）
- ・C病院 単一建物診療患者1人（④）
- ・老健B 単一建物診療患者3人（③⑤⑥）
- ・特療D 単一建物診療患者10人（⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯）

<「単一建物診療患者」の具体的な取扱い>

- ・ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所については、それぞれのユニットにおいて、病院については、それぞれの病棟において、訪問歯科衛生指導料を算定する人数を、単一建物診療患者の人数とみなすことができる。
- ・1つの患者に訪問歯科衛生指導料の対象となる同居する同一世帯の患者が2人以上いる場合は、患者ごとに「単一建物診療患者が1人の場合」を算定する。
- ・当該建築物において訪問歯科衛生指導を行う患者数が、当該建築物の戸数の10%以下の場合又は当該建築物の戸数が20戸未満であって、訪問歯科衛生指導を行う患者が2人以下の場合には、それぞれ「単一建物診療患者が1人の場合」を算定する。

★改正後の記載要領につき、訪問歯科衛生指導料による以下【摘要】の自動入力に対応しました。

- ① 日付、指導の実施時刻（開始日時刻と終了時刻）を記載する。
- ② 単一建物診療患者が2人以上の場合は、その人数を記載する。 ←改正による追加事項

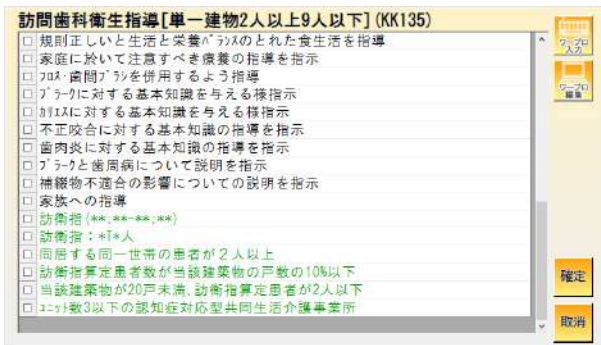
◇訪問歯科衛生指導料【摘要】 ※T0708以降は、今回のバージョンアップで追加しました。

摘要 CD	摘要名称	備考
T0671	訪衛指 (**:*~**:*~)	①必須
T0708	訪衛指 (*T*人)	②2人以上の場合必須
T0709	同居する同一世帯の患者が2人以上	場合により必要 ※該当の場合は任意に入力して下さい。
T0710	訪衛指算定患者数が当該建築物の戸数の10%以下	
T0711	当該建築物が20戸未満、訪衛指算定患者が2人以下	
T0712	ユニット数3以下の認知症対応型共同生活介護事業所	

☆ オペレーション ☆

例：「訪問歯科衛生指導[単一建物2人以上9人以下]」を入力した場合。

プロフィットシステムにおいては、該当月の1回目に入力した「訪問歯科衛生指導料」が月4回まで自動算定されます。★自動算定は月単位です。その月の1回目は任意の入力です。

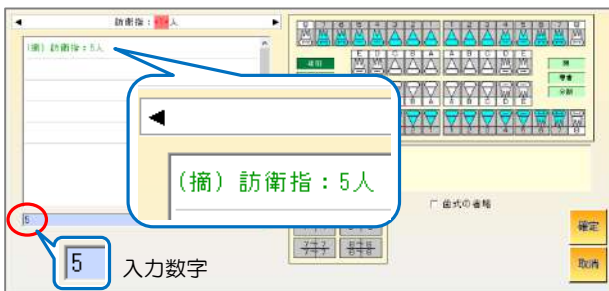


★設定状況はお客様により異なります。図は一例です。

設定により、訪問診療の「カルテ・摘要」が表示されます。
(設定状況はお客様により異なります)

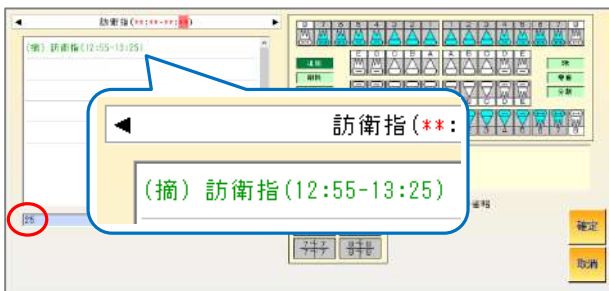
これまでは、選択画面から実施日時の【摘要】等を選択し、任意に入力(ワープロ入力)して頂きましたが、「実施時刻」「2人以上の場合人数」は、こちらで選択しなくても自動的に誘導されるようになります。

※「実施時刻」「2人以上の場合の人数」の摘要以外で、必要な摘要項目やカルテコメントは従来通り、任意に選択し、入力して下さい。



単一建物診療患者2人以上の場合、「訪問指人数」の摘要入力画面が展開します。
(1人の場合は表示されません)

該当する人数をワープロ入力して下さい。
➡同じ建物でその月に訪問指を実施する人数です。



「訪問指実施時刻」の摘要入力画面が展開します。

実施時刻をワープロ入力して下さい。
➡実施日(日付)は、「入力日」がレセプトに反映します。

※標準摘要マスターT0671【訪問指(****-**-**)】は、日付をワープロ入力する必要がありません。



17	17	訪問 初診	—
		歯科訪問診療Ⅱ (実施時間2分)	338
		(摘) 訪問診療(12:30-12:52)	—
		訪問歯科衛生指導[単一建物2人以上9人以下]	328
		(摘) 訪問指 : 5人 (摘) 訪問指(12:55-13:25)	—

【レセプト摘要欄】

他	
摘	17日訪問診療(12:30-12:52) 訪問指 : 5人 17日訪問指(12:55-13:25)
要	

➡自動入力される【訪問診療料】【訪問指】の実施日時の「日付」は、カルテ上の摘要に表記はありませんが、レセプト摘要欄では「入力日付」が反映します。(電子レセプトも同様です。)

6. 『機械的歯面清掃処置』の入力について

平成30年4月改正に伴い、『機械的歯面清掃処置』の自動算定等を見直しました。



★平成30年4月改正による『機械的歯面清掃処置』変更点

<算定要件の緩和>

- ①口腔衛生の自己管理が困難な患者（「**特加算**」または「**特導加算**」を算定した患者）や、**妊婦**に対する機械的歯面清掃処置の算定要件が緩和され、毎月の算定が可能になりました。（1口腔につき月1回）
- ②対象が「**歯科疾患**」に罹患している患者に対し実施できるようになり、**歯周疾患以外の場合も必要があれば**算定が可能になりました。

（その他）「**SPT（I）**」開始後の**機械的歯面清掃処置（歯清）**について
 改正前は、SPT（I）算定月以外（2ヵ月に1回）では「**歯清**」の算定が可能でしたが、
 改正後は、SPT（I）開始後の「**歯清**」は算定できなくなりました。

★「特加算」または「特導加算」算定時の『機械的歯面清掃処置』の自動算定を対応しました。

- ・1初診中に「特加算」または「特導加算」の入力がある場合は「月1回」で自動算定されます。
- ・1初診中に「特加算」または「特導加算」の入力があって、同月内に「特加算」「特導加算」の入力がない場合、「機械的歯面清掃処置」入力時にその旨の【摘要】が自動的入力されます。

摘要 CD	摘要名称
T0673	同一初診期間内に歯科診療特別対応加算算定済
T0674	同一初診期間内に初診時歯科診療導入加算算定済

疑義解釈（その1）より ※平成30年3月30日事務連絡

同一初診期間内に歯科診療特別対応加算又は初診時歯科診療導入加算を算定した患者であれば、これらの加算を算定していない日であっても機械的歯面清掃処置を算定して差し支えない。なお、同一月にこれらの加算の算定がない場合は、同一初診期間内に歯科診療特別対応加算又は初診時歯科診療導入加算を算定した旨を「摘要欄」に記載すること。

★「妊婦」または「歯周病がない場合」の機械的歯面清掃処置は、自動算定されません。

必要に応じて、任意の入力をお願い致します。

妊婦の場合「月1回」の算定が可能ですが、その場合【摘要】の入力が必要です。

通常、機械的歯面清掃処置は「2ヵ月に1回」でチェックがかかりますが、

標準摘要マスター【CD：T0672 **妊婦**】を入力することで、チェックは解除されます。

メンテナンスにて摘要項目を処置パネルに配置することができます。
 （P12、13参照）

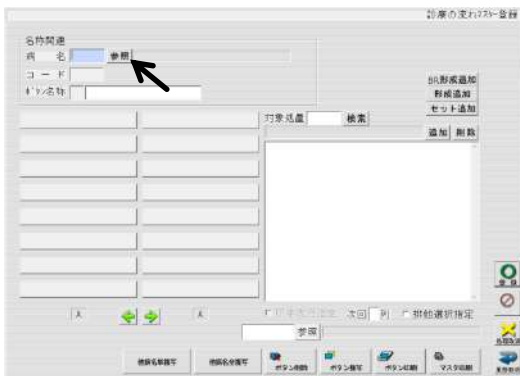
☆ 診療の流れ「パネル」のメンテナンス ----- ☆

例：『妊婦』摘要を、病名『P』の診療の流れパネルに配置する

※メインメニューより「マスターメンテナンス」を選択して下さい。

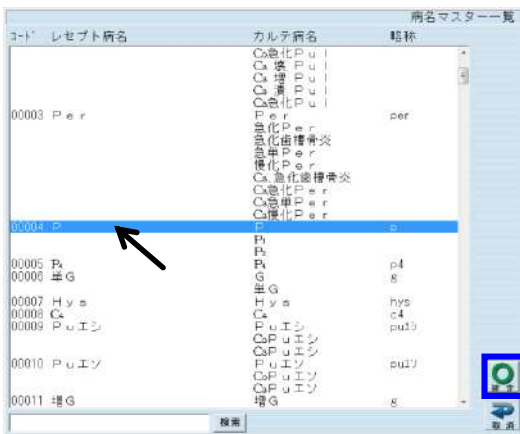


- ①メンテナンスメニューより「診療の流れ」マスターをクリックします。



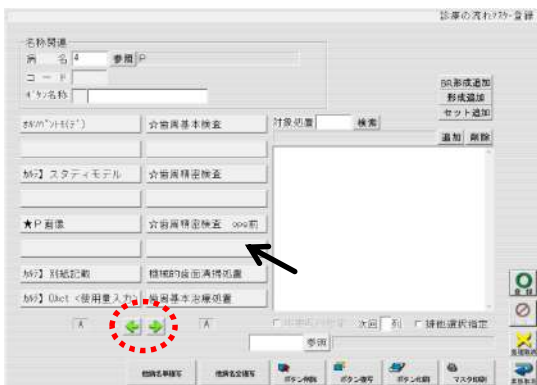
- ②診療の流れマスター登録画面が開きます。

まず、病名を指定します。
【参照】ボタンをクリックします。



- ③病名マスターの一覧が開きます。

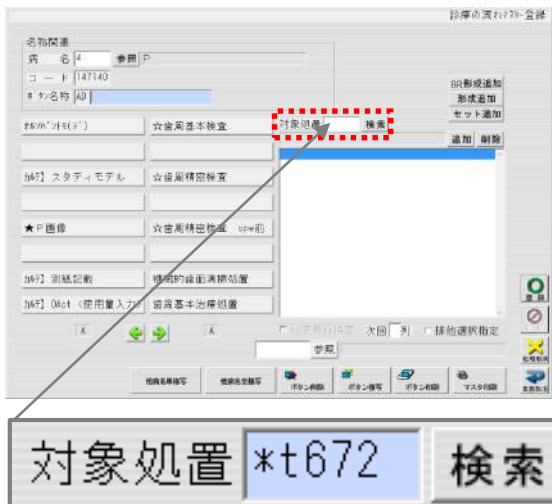
例の場合、「コード：4 P」を選択し、
【確定】ボタンをクリックします。



- ④ **Enter** を1回押すと、
選択した病名のパネルが開きます。
空いている（登録する）ボタンをクリックし、
登録するボタンを指定します。

← → のボタンをクリックすると
列が移動します。

★ボタンの配列はお客様により異なります。図は一例です。



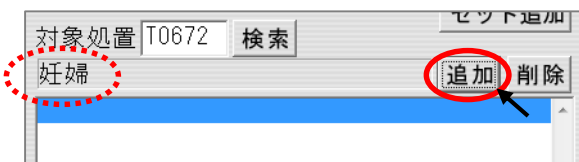
⑤対象処置の右隣にある欄をクリックし、カーソルを表示させます。

⑥『妊婦』摘要を検索します。

摘要コードより

* t 6 7 2 と入力し、
Enter を2回押します。

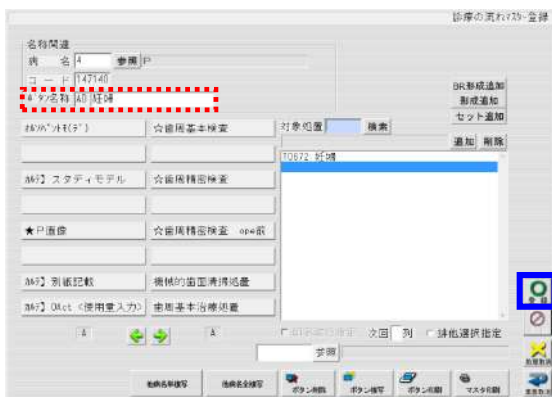
コードは半角英数字で入力します。
摘要マスタは、コード数字の前に「*」を付けます。



⑦検索結果が、下段に表示されます。

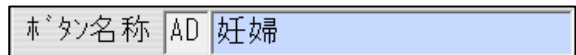
『妊婦』摘要が表示されます。

【追加】ボタンをクリックします。



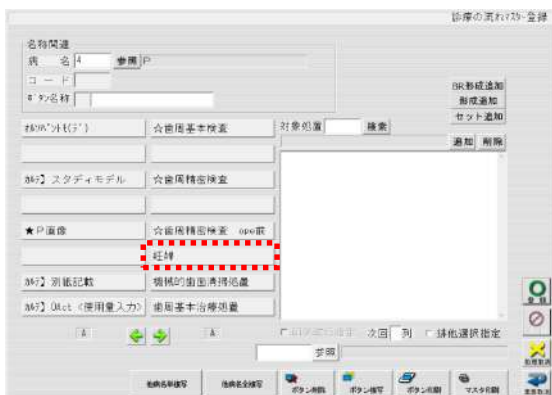
⑧ボタン名称に自動的にマスター名称が表示されます。

摘要マスターより、ボタンに名称が代入されますが、文字が切れていたりする場合等、「ボタン名称」欄にて、ボタンに表示する名称をワープロ入力して下さい。



※判別できる名称であれば、文字切れしていても問題はありません。必要に応じて変更して下さい。

⑨【登録】ボタンをクリックします。



⑩『妊婦』の摘要項目が

パネル上に配置されます。

★ボタンの配列はお客様により異なります。図は一例です。

必要な項目のボタン配置ができたなら、診療の流れマスター登録画面【業務取消】をクリックします。メンテナンスメニューに戻ります。
メンテナンスメニュー画面【終了】をクリックします。メインメニューに戻ります。

7. 『暫間固定』の入力について

平成30年4月改正に伴い、『暫間固定』の入力におけるチェック等を見直しました。



★平成30年4月改正による『暫間固定』変更点

- ・『著しく困難なもの』の区分が削除されました。・再度の暫間固定の算定が緩和されました。

◇【歯周外科を行わない場合】暫間固定<簡単なもの>（1顎につき）

改正前は、6月経過後1回のみ算定でしたが、6月ごとに1回の算定が可能になりました。

◇【歯周外科を行う場合（3歯以下）】暫間固定<簡単なもの>（1顎につき）

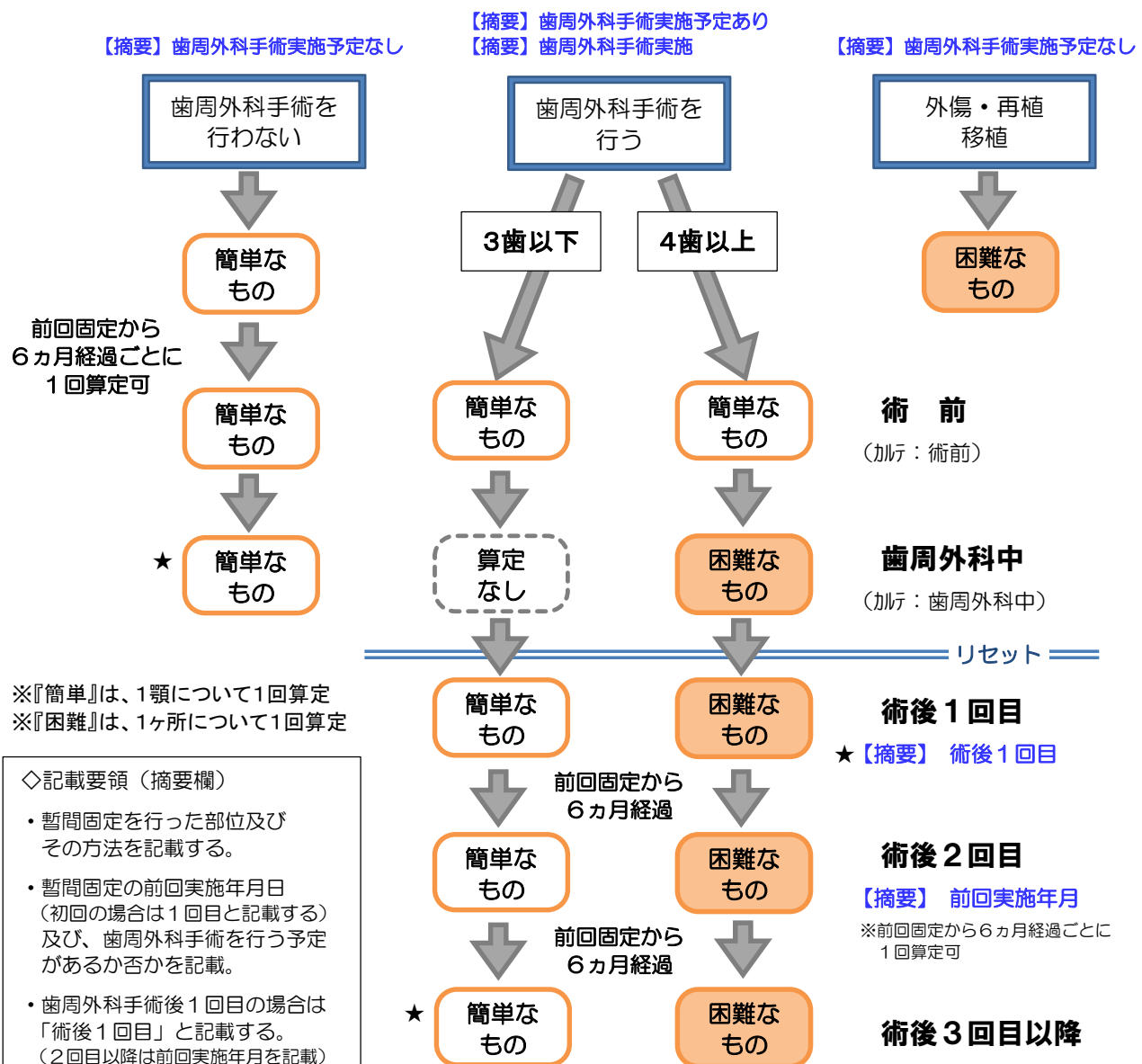
改正前は、術後の暫間固定は2回までの算定でしたが、3回目以降も6月ごとに1回の算定が可能になりました。

（その他）※改正前「暫間固定除去料」は、エナメルボンドシステムによる暫間固定では算定できませんでしたが、

改正後「外傷性による歯の脱臼を暫間固定した場合」はエナメルボンドシステムでも算定可能になりました。

※歯周外科を行う場合において「術後1回目」の摘要を追加しました。

暫間固定算定の流れ ※H30.4月改正



8. 平成30年4月改正による主な『摘要』について

本年3月26日公表の『「診療報酬請求等の記載要領等について」等の一部改正について』により、下記項目を算定するにあたり、レセプト摘要記載が必要となります。（4月診療分から）摘要入力において以下対応を致しました。※以下記述は主な項目になります。

- ☞ 記載要領による見直しにつき、【摘要】入力漏れのチェックを追加しております。
 チェックでの摘要項目有無の判別は、標準摘要項目（今回追加摘要項目含む）で設定されておりますので、既にワープロ入力やユーザーマスターにて同じ内容の【摘要】が入力されていてもレセプトチェックはかかります。（同等の内容であれば問題ありません）

義管・歯リハ1の【困難な場合】の摘要について

- ◇ 傷病名の部位から困難な場合であることが判断できない場合
 イ又は口から該当するものを記載すること。

摘要 CD	摘要名称	レセプト記号
T0678	総義歯を新たに装着、又は総義歯装着済み	イ
T0679	局部義歯以外は臼歯部で垂直的咬合関係なし	口

➡厚生労働省マスター紐付
 レセプトは「記号」を含むレセプト表示文で、印字（記録）されます。

【対応内容】義管・歯リハ1の「困難な場合」は、従来（KK229）の摘要群が展開しましたが記載要領変更につき「イ又は口」を選択する摘要群（KK282）に変更しました。

※今後「傷病名の部位から困難な場合であることが判断できない場合」は「イ又は口」該当する方を選択して下さい。

- ・変更前の「上顎総義歯装着」「下顎総義歯装着」の場合は、【イ】に該当
- ・変更前の「臼歯部のすれ違い咬合」「十接触関係なし」の場合は【口】に該当

口腔内装置

- ◇ イからリまでに規定するものの中から該当するものを「摘要」欄に記載する。

摘要 CD	摘要名称	レセプト記号
T0642	顎関節治療用装置	イ
T0643	歯ぎしりに対する口腔内装置	口
T0644	顎間固定用に歯科用ベースプレートを用いた床	ハ
T0645	出血創の保護と圧迫止血の為にレジン等で製作した床	ニ
T0646	手術にあたり製作したサージカルガイドプレート	ホ
T0647	顎骨切除後、手術創の保護等の為にオフチュレーター	へ
T0648	気管挿管時の歯の保護の為に制作する口腔内装置	ト
T0649	咬傷患者に対する口腔粘膜保護の為に口腔内装置	チ
T0650	放射線治療に用いる口腔内装置	リ
T0651	手術時に製作したサージカルガイドプレート(2装置目以降)	ホ

➡厚生労働省マスター紐付
 レセプトは「記号」を含むレセプト表示文で、印字（記録）されます。

【対応内容】口腔内装置（装着料含む）項目の入力時に該当する装置【摘要】を自動入力します。
 ※口腔内装置項目一覧（P6参照）

咬合調整

◇ イからホまでのいずれに該当するかを「摘要」欄に記載する。
 (その他の理由による場合は、その理由を具体的に記載すること。)

摘要 CD	摘要名称	レセプト 記号
T0652	歯周炎に対する歯の削合	イ
T0653	歯ぎしりに対する歯の削合	ロ
T0654	過重圧を受ける歯の切縁、過高部の削合	ハ
T0655	レスト製作のための削合	ニ
T0656	咬合性外傷時の過高部の削合、歯冠形態修正	ホ

厚生労働省マスター紐付
 レセプトは「記号」を含む
 レセプト表示文で、
 印字（記録）されます。

【対応内容】以下「咬合調整」項目（準用項目含む）の入力時に【摘要】を自動入力します。

※「KK269 摘】咬合調整」となるものは、摘要群が展開します。（該当する摘要を選択して下さい）
 該当がない場合（その他の理由による場合）は、ワープロ入力して下さい。

処置マスター CD	処置名称	摘要	
4505	咬合調整	T0652: 歯周炎に対する歯の削合 【イ】	
4507	鉤歯調整(レスト座形成)	T0655: レスト製作のための削合 【ニ】	★
4508	歯の削合[歯軋り]	T0653: 歯ぎしりに対する歯の削合 【ロ】	◆
4511	P以外の咬調	KK269 摘】咬合調整	
4516	歯冠形態修正	T0656: 咬合性外傷時の過高部の削合、歯冠形態修正 【ホ】	★
4582	咬調[顎関節]	KK269 摘】咬合調整	
4622	鋭縁削除	T0654: 過重圧を受ける歯の切縁、過高部の削合 【ハ】	★
4623	歯冠修正	T0656: 咬合性外傷時の過高部の削合、歯冠形態修正 【ホ】	★
4653	歯の削合[歯軋り]1~9 歯	T0653: 歯ぎしりに対する歯の削合 【ロ】	◆
4654	歯の削合[歯軋り]10 歯以上	T0653: 歯ぎしりに対する歯の削合 【ロ】	◆
6001	他院作成歯冠修復物の調整	T0654: 過重圧を受ける歯の切縁、過高部の削合 【ハ】	★

★印は、今回のバージョンアップにて対応致しました。

◆印は、前回対応にて「KK269 摘】咬合調整」（摘要群）が展開しましたが、今回バージョンアップにて【ロ】の自動入力に変更しました。

舌圧検査

◇ 舌圧検査に当たって、該当する患者の状態を選択し「摘要」欄に記載する。

摘要 CD	摘要名称
T0693	口腔機能低下の疑い
T0694	舌接触補助床を装着、又は装着予定
T0695	広範囲顎骨支持型装置埋入手術の対象
T0696	口蓋補綴、顎補綴装着

厚生労働省マスター紐付
 レセプトは、レセプト表示
 文で、印字（記録）されます。
 ※記号はありません。

【対応内容】咬合圧検査の入力時に摘要群（KK278 摘】舌圧検査）が展開します。
 該当する【摘要】を選択して下さい。

9. その他対応

◇ 主な修正事項

- Brx（歯軋り）病名で、口腔内装置印象算定時の病名エラーを修正致しました。
（記載要領等によるチェック見直し）
- 再診時の機械的歯面清掃処置の自動算定を正しく動くように修正致しました。
- アイゲート（治療計画書の配置）を対応致しました。

- ・ 訪問歯科衛生指導料 【訪問歯科衛生指導説明書】（標準提供文書）配置
- ・ 歯科疾患在宅療養管理料[歯援診1] 【歯科疾患在宅療養管理計画書】（標準提供文書）配置
※ 【歯と口・口腔機能の治療管理】（iDraw 文書）配置

※「iDraw（アイドロー）」はオプション機能です。

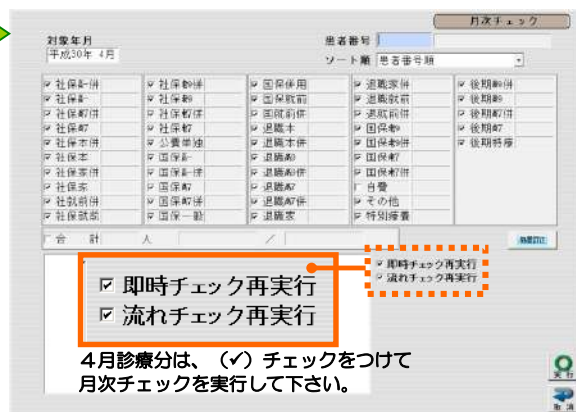
◇ 記載要領や疑義解釈に基づき「チェック・自動算定」の見直しを致しました。

☆【レセプトチェックのお願い】-----☆

記載要領や疑義解釈に基づき、一部チェック等を追加修正しております。
今回送付致しました『点数改訂レセプト対応 Ver.07-20』実行後、
平成30年4月診療分レセプト発行前に、必ず【レセプトチェック】を実行して頂き、
内容をご確認下さい。



① 請求業務より
【レセプトチェック】をクリックします。



② 月次チェックを実行し、内容をご確認下さい。
☆即時チェック、流れチェック（入力時ににかかるチェック）
の変更もありますので、こちらの再実行もお願い致します。

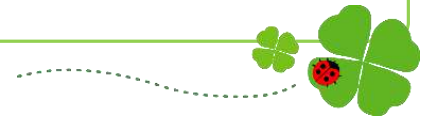
☞ レセプトチェックにおける【摘要】入力漏れの判別は標準摘要項目（今回の追加摘要）で設定されておりますので、既にワープロ入力やユーザーマスターにて同じ内容の【摘要】が入力されていてもレセプトチェックはかかります。（同等の摘要があれば、問題はありません。）

【参考】 病名パネルのメンテナンス

病名パネルは、お客様により配置が異なる為、自動的にボタンを配置することができません。
改正による新規追加病名など、必要に応じて、病名パネルのメンテナンスをお願い致します。

傷病名部位欄の記載（疑義解釈より）

- 歯科疾患管理料の「小児口腔機能加算」 → *病名マター-CD：444 【口腔機能発達不全】
- 口腔内装置〔気管挿管時〕 → *病名マター-CD：465 【気管内挿管時口腔内装置必要状態】



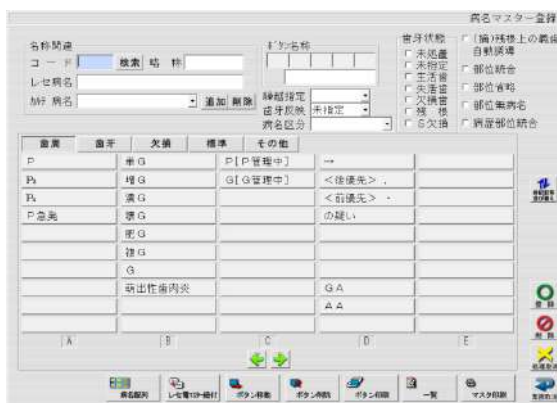
☆ 病名パネルのメンテナンス ----- ☆

例：『口腔機能発達不全』病名を、病名パネル（「標準」タブ）に配置する

※メインメニューより「マスターメンテナンス」を選択して下さい。

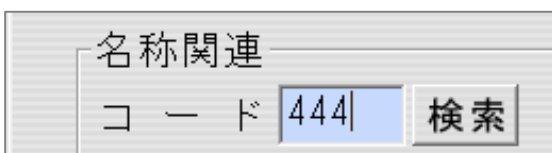


- ①メンテナンスメニューより「病名」をクリックします。



- ②病名マスター登録画面が表示されます。

例の場合、病名マター-CD：444
『口腔機能発達不全』を「標準」タブの
パネルに配置します。



- ③ [コード] 欄に「444」と入力し
Enter を押下します。

Ⅱ. 改訂Q&A ～改訂処理・レセプトに関するよくある質問～



改訂処理（点数改訂レセプト対応 Ver.07-20）を行う上で、参考になさってください。



Q1

改訂処理（点数改訂レセプト対応 Ver.07-20）は、いつ実行すればいいのでしょうか？

A 4月診療分の請求業務を行う前に、必ず、実行するようにして下さい。



Q2

LANで使用しています。（パソコンが複数台あります）
全てのパソコンに実行しなければなりませんか？

A 親機（Profitサーバー）に実行します。親機への実行後、子機のProfit-Quattro起動時に、
・カルテ子機は、自動的にバージョンアップが実行されます。
・画像子機は、自動的に同期をとります。



Q3

「月次チェック」はどうすればよいですか？

A 今回送付致しました『点数改訂レセプト対応Ver.07-20』にて、月次チェックの内容を一部追加修正しております。Ver.07-20実行後、レセプト発行（集計）前に月次チェックの実行をお願い致します。（P17参照）



Q4

改訂処理（点数改訂レセプト対応 Ver.07-20）実行で一覧表が出力されました。
どうすればよいですか？

A 4月診療分に【口腔内装置】【ニッケル・コバルト】項目の入力がある場合、対象患者が抽出されます。
一覧が出力された場合、項目の入力変更が必要になります。

- ※「口腔内装置」は装着料を含む項目に入力変更をお願い致します。（P5をご確認下さい）
- ※「ニッケル」の入力はニッケル項目に入力変更をお願い致します。（P7をご確認下さい）



Q5

レセプト用紙は変更になりますか？

A 新用紙（H30.4月様式）に変更となります。

株式会社ヨシダでは、H30.4 様式の「WAVE レセプト用紙」の販売予定がございません。

★A4白紙へオーバーレイ印刷機能をご使用下さい。



Q6

レセプトの旧用紙（H28.4月様式）は使用できますか？

A 使用できません。



Q7

白紙のレセプト用紙を使用していますが、使用できますか？

A 「点数改訂レセプト対応Ver.07-20」実行後は、新用紙（H30.4月様式）で印刷されます。
従来通り、白紙レセプト用紙で印刷して下さい。



Q8

レセプト電算処理（CD-R等）を行っていますが、
「点数改訂レセプト対応 Ver.07-20」を実行する必要はありますか？

A 必ず実行してから、電子レセプトデータ（CD-R等）を作成して下さい。
（厚生労働省マスターの更新が含まれています。）



Q9

総括表やレセプトの綴じ方は変更になりますか？

A 現在のところ、変更される情報はありません。

※国保の総括表・請求書は各都道府県で異なります。不明な点は国保連合会にお問合わせ下さい。
※社保は変わりません。

参考資料：主な新設・変更マスター 一覧

- 新設処置マスター 一覧 (1)
- 名称変更処置マスター 一覧 (2)
- 新設病名マスター 一覧 (2)
- 新設摘要マスター 一覧 (3)
- 名称変更摘要マスター 一覧 (4)
- 新設カルテマスター 一覧 (4)



● 新設処置マスター 一覧

コード	マスター名称	区分	点数	点数加算
2070	義歯咀嚼機能検査1 [咀嚼能力のみ]装着後		140	
2071	義歯咀嚼機能検査2 [咬合圧測定のみ]装着後		130	
4672	口腔内装置1 [顎関節治療用]		1530	1545
4673	口腔内装置2 [顎関節治療用]		830	845
4674	口腔内装置1 [歯軋り装置]		1650	1725
4675	口腔内装置2 [歯軋り装置]		950	1025
4676	口腔内装置3 [歯軋り装置]		800	875
4677	口腔内装置3 [顎間固定用]		680	695
4678	口腔内装置3 [止血シーネ]		680	695
4679	口腔内装置1 [サージ カガ イド プレート]		1530	1545
4680	口腔内装置3 [サージ カガ イド プレート]		680	695
4681	口腔内装置1 [オブ チュルター]		1800	1950
4682	口腔内装置2 [オブ チュルター]		1100	1250
4683	口腔内装置3 [気管挿管時]		680	695
4684	口腔内装置3 [口腔粘膜等保護]		680	695
4685	口腔内装置1 [放射線治療用]		1650	1725
4686	舌接触補助床		2620	2680
4687	舌接触補助床 [旧義歯]		1120	1180
4688	印象 [オブ チュルター]		230	391
4689	印象 [放射線治療]		222	333
4690	B T [暫間固定]	1 歯から8 歯まで	57	97
		9 歯から1 4 歯まで	187	318
		総義歯	283	481
4691	オキシテトラコーン歯科用挿入剤5mg (1個)		2	
4692	オキシテトラコーン歯科用挿入剤5mg (2個)		3	
4693	トサイリリ塩酸塩 ^ハ ス ^ク 3%「昭和」30mg (1 歯)		5	
4694	トサイリリ塩酸塩 ^ハ ス ^ク 3%「昭和」30mg (1/3 顎)		11	
4695	トサイリリ塩酸塩 ^ハ ス ^ク 3%「昭和」30mg (2/3 顎)		23	
4696	トサイリリ塩酸塩 ^ハ ス ^ク 3%「昭和」30mg (1 顎)		34	
4697	トサイリリ・プ リステ ^ン 歯科用軟膏 (1 歯)		5	
4698	トサイリリ・プ リステ ^ン 歯科用軟膏 (1/3 顎)		12	
4699	トサイリリ・プ リステ ^ン 歯科用軟膏 (2/3 顎)		23	
4700	トサイリリ・プ リステ ^ン 歯科用軟膏 (1 顎)		35	
4701	歯科用 T D ゼット液 (1 歯)		4	
4702	歯科用 T D ゼット・ゼリー (1 歯)		5	
4703	ケナログ口腔用軟膏 0.1% (1/3 顎)		2	
4704	ケナログ口腔用軟膏 0.1% (2/3 顎)		4	
4705	ケナログ口腔用軟膏 0.1% (1 顎)		6	
4706	アフタゾン口腔用軟膏 0.1% (1/3 顎)		2	
4707	アフタゾン口腔用軟膏 0.1% (2/3 顎)		4	
4708	アフタゾン口腔用軟膏 0.1% (1 顎)		6	
4709	デルゾン口腔用軟膏 0.1% (1/3 顎)		2	
4710	デルゾン口腔用軟膏 0.1% (2/3 顎)		3	
4711	デルゾン口腔用軟膏 0.1% (1 顎)		5	
4712	ヒノポロン口腔用軟膏 (2/3 顎)		2	
4713	ヒノポロン口腔用軟膏 (1 顎)		3	

コード	マスター名称	区分	点数	点数加算
4714	エピシル口腔用液 10ml[口腔粘膜保護材]		752	
5322	口腔病理診断料[組織診断][他医標本]		450	
5323	口腔病理診断料[細胞診断][他医標本]		200	
5324	口腔病理診断料[組織診断][他医標本デジ列]		450	
5325	口腔病理診断料[細胞診断][他医標本デジ列]		200	
6708	ニッケルクロム合金 鑄造鉤 双子鉤		251	
6709	ニッケルクロム合金 鑄造バー		468	
6710	ニッケルクロム合金 鑄造鉤 二腕鉤		233	
6711	ニッケルクロム合金 鑄造鉤 コビネ合金鉤 大臼歯		278	
6712	ニッケルクロム合金 鑄造鉤 コビネ合金鉤 犬・小臼歯		278	
6713	ニッケルクロム合金 鑄造鉤 コビネ合金鉤 前歯		278	

● 名称変更処置マスター 一覧

コード	旧処置マスター名称	新処置マスター名称
2062	有床義歯咀嚼機能検査1[咀嚼能力のみ]	義歯咀嚼機能検査1[咀嚼能力のみ]装着前
2066	有床義歯咀嚼機能検査2[咬合圧測定のみ]	義歯咀嚼機能検査2[咬合圧測定のみ]装着前
4604	スリープスプリット[口腔内装置2](装着料含)	スリープスプリット[口腔内装置2]
4605	スリープスプリット[口腔内装置1](装着料含)	スリープスプリット[口腔内装置1]
4608	スリープスプリット[口腔内装置2]	スリープスプリット[口腔内装置2](装着料無し)
4609	スリープスプリット[口腔内装置1]	スリープスプリット[口腔内装置1](装着料無し)
4643	舌接触補助床	舌接触補助床(装着料無し)
4644	舌接触補助床[旧義歯]	舌接触補助床[旧義歯](装着料無し)
4669	口腔内装置1	口腔内装置1(装着料無し)
4670	口腔内装置2	口腔内装置2(装着料無し)
4671	口腔内装置3	口腔内装置3(装着料無し)
6145	B T [その他]困難	B T [口腔内装置]多数歯
6516	ニッケル・コバルト鑄造鉤 双子鉤	コバルトクロム合金 鑄造鉤 双子鉤
6528	ニッケル・コバルト鑄造バー	コバルトクロム合金 鑄造バー
6597	ニッケル・コバルト鑄造鉤 二腕鉤	コバルトクロム合金 鑄造鉤 二腕鉤
6665	ニッケル・コバルト鑄造鉤 コビネ合金鉤 大臼歯	コバルトクロム合金 鑄造鉤 コビネ合金鉤 大臼歯
6666	ニッケル・コバルト鑄造鉤 コビネ合金鉤 犬・小臼歯	コバルトクロム合金 鑄造鉤 コビネ合金鉤 犬・小臼歯
6667	ニッケル・コバルト鑄造鉤 コビネ合金鉤 前歯	コバルトクロム合金 鑄造鉤 コビネ合金鉤 前歯

● 新設病名マスター 一覧

CD	病名	ボタン名称
465	気管内挿管時口腔内装置必要状態	挿管時口腔内装置

以下は平成30年3月末送付の改訂CDにて追加されたマスターとなります。

CD	病名	ボタン名称
443	口腔機能低下症	口腔機能低下症
444	口腔機能発達不全	口腔機能発達不全
445	口腔粘膜炎	口腔粘膜炎
446	高強度硬質レジンBr過高	高強度硬質Br過高
447	高強度硬質レジンBr不適	高強度硬質Br不適
448	高強度硬質レジンBr低位	高強度硬質Br低位
449	高強度硬質レジンBr粗造	高強度硬質Br粗造
450	高強度硬質レジンBr破損	高強度硬質Br破損
451	高強度硬質レジンBr脱離	高強度硬質Br脱離

CD	病名	ボタン名称
452	口腔内装置不適合	口腔内装置不適合
453	歯軋り用装置不適合	歯軋り用装置不適
454	歯軋り用口腔装置破損	歯軋り用装置破損
455	間接支台装置破損	間接支台装置破損
456	歯肉ポリープ	歯肉ポリープ
457	水平埋伏歯	水平埋伏歯
458	周術期口腔機能管理中	周術期管理中
459	複合レジン冠過高	複合レジン冠過高
460	複合レジン冠粗造	複合レジン冠粗造
461	複合レジン冠脱離	複合レジン冠脱離
462	複合レジン冠低位	複合レジン冠低位
463	複合レジン冠破損	複合レジン冠破損
464	複合レジン冠不適合	複合レジン冠不適

● 新設摘要マスター 一覧

CD	摘要名称	ボタン名称
T0672	妊婦	妊婦
T0673	同一初診期間内に歯科診療特別対応加算算定済	歯清(特別対応加算済)
T0674	同一初診期間内に初診時歯科診療導入加算算定済	歯清(初診導入加算済)
T0675	レジンインレー	レジンインレー
T0676	高強度硬質レジンブリッジ	高強度硬質レジブリッジ
T0677	全身疾患の状態により歯周病に大きな影響あり	歯周病に大きな影響あり
T0678	総義歯を新たに装着、又は総義歯装着済	総義歯装着、又は装着済
T0679	局部義歯以外は臼歯部で垂直的咬合関係なし	臼歯部垂直咬合関係なし
T0680	舌接触補助床装着	有床義歯咀嚼機能検査①
T0681	広範囲顎骨支持型装置埋入手術の(5)に準ずる	有床義歯咀嚼機能検査②
T0682	左右第二大臼歯を含む臼歯が4歯以上欠損	有床義歯咀嚼機能検査③
T0683	口蓋補綴、顎補綴を装着	有床義歯咀嚼機能検査④
T0684	同一歯の複数窩洞に対する歯冠修復	複数窩洞への歯冠修復
T0685	脳卒中の術後早期に口腔機能管理の依頼	周術期管理(脳卒中患者)
T0686	外来最終受診日**年**月**日	外来最終受診年月日
T0687	保険医療機関名:*JT*****	保険医療機関名:*****
T0688	保険薬局名:*JT*****	保険薬局名:*****
T0689	訪問看護ステーション名:*JT*****	訪問看護ステーション名:*****
T0690	指導実施**年**月**日	指導実施年月日
T0691	カンファレンス実施**年**月**日	カンファレンス実施年月日
T0692	訪問先名:*JT*****	訪問先名:*****
T0693	口腔機能低下の疑い	舌圧検査①
T0694	舌接触補助床を装着、又は装着予定	舌圧検査②
T0695	広範囲顎骨支持型装置埋入手術の対象	舌圧検査③
T0696	口蓋補綴、顎補綴装着	舌圧検査④
T0697	画像診断後、引き続き入院	画像診断後引き続き入院
T0698	管理対象医科病名:*JT*****	管理対象医科病名:*****
T0699	完全抜歯が困難となりやむを得ず抜歯中止	抜歯中止理由①
T0700	患者の急変によりやむを得ず抜歯中止	抜歯中止理由②
T0701	その他理由により抜歯中止	抜歯中止理由(その他)
T0702	抜歯中止理由:*JT*****	抜歯中止理由:*****
T0703	顎堤欠損原因疾患名:*JT*****	顎堤欠損原因疾患名:***
T0704	事前承認	事前承認
T0705	欠損歯数と補綴歯数の不一致	欠損と補綴の歯数不一致

CD	摘要名称	ボタン名称
T0706	十小児義歯装着	十小児義歯装着
T0707	*JT*****のため小児義歯製作	小児義歯製作理由
T0708	暫間根管充填	暫間根管充填
T0709	暫間根管充填後の根管充填	暫間根管充填後の根充
T0710	訪衛指：*T*人	訪衛指：***人
T0711	同居する同一世帯の患者が2人以上	訪衛指①
T0712	訪衛指算定患者数が当該建築物の戸数の10%以下	訪衛指②
T0713	当該建築物が20戸未満、訪衛指算定患者が2人以下	訪衛指③
T0714	ユニット数3以下の認知症対応型共同生活介護事業所	訪衛指④
T0715	容態が急変し、やむを得ず治療中断	訪問診療Ⅰ中止理由
T0716	著しく歯科診療が困難又は要介護3以上に準ずる	訪問診療Ⅰ困難理由
T0717	容態が急変し、やむを得ず治療中断	訪問診療Ⅱ中止理由
T0718	傷病名と歯数不一致	傷病名と歯数不一致
T0719	顎炎または顎骨骨髓炎等の手術としての骨開削等	口腔内消炎手術(顎炎等)
T0720	歯科矯正：簡単	歯科矯正：簡単
T0721	歯科矯正：困難	歯科矯正：困難
T0722	歯科矯正：著しく困難	歯科矯正：著しく困難
T0723	歯科矯正：複雑	歯科矯正：複雑
T0724	アンカースクリュー脱落后の再埋入	アカスクリュー脱落后の再埋入
T0725	治療途中で新たにアンカースクリューを追加植立	アカスクリュー追加植立
T0726	歯周外科手術未定	歯周外科手術未定
T0727	術後1回目	術後1回目
T0728	居宅療養管理指導費	居宅療養管理指導費
T0729	介護予防居宅療養管理指導費	介護予防居宅療養指導費
T0730	総義歯を新たに装着、又は総義歯装着済	総義歯装着済(咀嚼検査)
T0731	局部義歯以外は臼歯部で垂直的咬合関係なし	咬合関係なし(咀嚼検査)
T0732	健康診断の結果に基づき治療開始	健診に基づき治療開始

● 名称変更摘要マスター 一覧

コード	旧摘要名称	新摘要名称
T0529	フッ化物塗布初回	フッ化物塗布1回目
T0585	歯面清掃(初回)	歯面清掃(1回目)
T0587	安定期治療(Ⅱ)初回実施日*D	安定期治療(Ⅱ)1回目実施日*D

● 新設カルテマスター 一覧

摘】義歯咀嚼機能検査(KK277)
&T0730 総義歯を新たに装着、又は総義歯装着済
&T0731 局部義歯以外は臼歯部で垂直的咬合関係なし
&T0680 舌接触補助床装着
&T0681 広範囲顎骨支持型装置埋入手術の(5)に準ずる
&T0682 左右第二大臼歯を含む臼歯が4歯以上欠損
&T0683 口蓋補綴、顎補綴を装着

摘】舌圧検査(KK278)
&T0692 口腔機能低下の疑い
&T0693 舌接触補助床を装着、又は装着予定
&T0694 広範囲顎骨支持型装置埋入手術の対象
&T0695 口蓋補綴、顎補綴装着

摘】栄養士 [°] ト連携加算（KK279）
&T0596 連携先保険医療機関名:*J&T*****
&T0597 介護保険施設名:*J&T*****
&T0598 カンファレンス参加**年**月**日

摘】在宅患者連携指導料（KK280）
&T0687 保険医療機関名:*JT*****
&T0688 保険薬局名:*JT*****
&T0689 訪問看護ステーション名:*JT*****
&T0690 指導実施**年**月**日

摘】在宅緊急訪問料（KK281）
&T0692 訪問先名:*JT*****
&T0687 保険医療機関名:*JT*****
&T0688 保険薬局名:*JT*****
&T0689 訪問看護ステーション名:*JT*****
&T0691 カンファレンス実施**年**月**日
&T0690 指導実施**年**月**日

摘】摘】義管・歯リハ(困難)（KK282）
&T0678 総義歯を新たに装着、又は総義歯装着済
&T0679 局部義歯以外は臼歯部で垂直的咬合関係なし
&T0498 十義歯装着